

教育委員会事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成30年3月23日

四日市市教育長 葛西文雄

四日市市教委規則第3号

教育委員会事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則

教育委員会事務の補助執行に関する規則（平成17年教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

改正後	
別表（第2条関係）	
補助執行に係る事務	補助執行させる職員
地区市民センターにおける公民館活動に関する事務	副市長、市民文化部長、市民文化 部市民生活課の職員及び地区 市民センターの職員
（略）	
青少年の健全育成に関する事務 少年自然の家及び水沢市民広場に関する事務	副市長、こども未来部長、こども 未来部こども未来課の職員
<u>学校体育施設の開放に関すること</u>	<u>副市長、スポーツ・国体推進部 長、スポーツ・国体推進部スポ ーツ課の職員</u>

改正前

別表（第2条関係）

補助執行に係る事務	補助執行させる職員
地区市民センターにおける公民館活動に関する事務	副市長、市民文化部長、市民文化部市民生活課の職員及び地区市民センターの職員
(略)	
青少年の健全育成に関する事務 少年自然の家及び水沢市民広場に関する事務	副市長、こども未来部長、こども未来部こども未来課の職員

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。